

岩手県立高田松原津波復興祈念公園 ケータリングカー出店要項

1. 目的

岩手県立高田松原津波復興祈念公園において、ケータリングカー（移動販売車）により飲食の提供をすることで、海水浴場開設期間中の賑わい創出および利用者の利便性向上に資することを目的とする。

2. 出店期間

令和5年7月15日（土）～8月20日（日）

※出店日は、高田松原海水浴場開設期間の内、出店を希望する日とし、希望者多数の場合は、公園管理事務所にて指定する。

3. 出店場所

岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理事務所（〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町字中宿 24-3）周辺への出店を予定する。



高田陸開前（海水浴場に近い）



管理事務所前（駐車場、トイレに近い）

※出店場所は、出店を希望する場所とし、希望者多数の場合は、公園管理事務所にて指定する。

4. 募集概要

ケータリングカーにより飲食提供を行う出店者を募集する。

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たす場合に限り、応募することができる。

- 1) 県立公園内の事業であることを鑑み、関係法令、園内規則等を遵守するとともに、当該事業の目的に同意し、貢献できる者。
- 2) 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有する者。
- 3) 食品衛生責任者等資格を有する者。
- 4) ケータリングカー（移動販売車）を保有または保有計画があり実施可能である者。
- 5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。
- 6) PL 保険に加入している者。
- 7) 適切なゴミ処理（残飯類）および販売後、ケータリングカー周囲のゴミ（包装類）回収を行える者。
- 8) 販売スケジュール、区画に同意できる者。
- 9) 各種イベント、企画等に積極的に参加、協力のできる者。

(2) 応募制限

次の要件のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- 1) 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- 2) 国税及び地方税を滞納している者。
- 3) 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 4) 破産者であって、復権していない者。
- 5) 法律行為を行う能力を有しない者。

(3) 出店条件

以下の出店条件を遵守すること。

- 1) 必要機材、消耗品等は出店者で準備すること。
- 2) 設営、器具等の搬入、設置から調理、販売、撤収まで出店者が行うこと。
- 3) 調理等に使用する水、電源は出店者で用意し、公園内の排水設備は使用しないこと。
- 4) 火気を取り扱う場合、消火器を設置すること。
- 5) 出店位置については、公園管理事務所の指示に従うこと。
- 6) 出店者は、出店者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正に廃棄物（排水含む）を処理すること。
- 7) 出店者は、営業終了後に原状回復を行うこと。
- 8) 定められた時間以外は、公園内の車両の乗り入れおよび移動は禁止とする。やむを得ず、移動させる必要がある場合は、公園管理事務所に申し出ること。

(4) 取扱商品

使用する移動販売車が保健所から得た営業許可の範囲内での飲食物に限る。(酒類を除く)

(5) 営業時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

(午前 8 時 30 分から設営、午後 5 時 30 分までに完全撤収)

(6) 出店料

1 人 1 日までごとに 410 円

※出店当日、営業開始前(午前 8 時 30 分から 9 時まで)に公園管理事務所窓口で現金にて支払うこと。

5. 申込方法

以下の①～⑥の提出書類を提出期限までに提出する。

- 提出期限：令和 5 年 7 月 7 日(金) 17 時必着
- 提出方法：岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理事務所へ持参、もしくは郵送
- 提出先：〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町字中宿 24-3
岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理事務所
- 提出書類
 - ①行為許可申請書
 - ◆別添参照__【様式 1】行為許可申請書
 - ②出店計画書
 - ◆別添参照__【様式 2】出店計画書
 - ③法人登記簿謄本
 - ④定款の写し
 - ⑤納税証明書の写し(過去 3 年分)
 - ⑥自動車による移動営業許可証の写し(出店を予定する既存の車両すべて)
 - ⑦PL 保険証書の写し

6. 問い合わせ先

岩手県立高田松原津波復興祈念公園管理事務所

指定管理者：高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体

担当：尾澤

TEL:0192-22-8560